

一般社団法人日本在宅血液透析学会定款（抄）

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人日本在宅血液透析学会と称し、英文では Japanese Society for Home Hemodialysisと表記する。

（目的）

第2条 当法人は、在宅血液透析をめぐる社会的ならびに医療経済的環境の整備、在宅透析管理システムの調査・開発、在宅透析諸機器の開発、そして在宅透析治療の普及・発展をはかり、医療の向上に寄与することを目的とする。本会は、上記の目的を推進するために次の事業を行う。

1. 総会及び学術集会の開催
2. 治療状況に関する調査、研究
3. 共同研究及び共同治験
4. 内外の関係機関、学術団体との連絡及び交流
5. 書籍等の調査研究ツールの開発、作成、販売
6. 研修会の企画、実施
7. その他、前条の目的を推進する事業

（主たる事務所の所在地）

第3条 当法人は、主たる事務所を山形市嶋北四丁目5番5号に置く。

（公告方法）

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

（機関）

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2) 施設会員 この法人の目的に賛同して入会した医療施設又は診療科等
- 3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
- 4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、社員総会（以下

「総会」という）において承認された者

② この法人は、前項に示す正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を法人法上の代表理事（以下「理事長」という）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動等に充てるため、理事会及び総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- ② 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- ③ 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 死亡又は失踪宣告、若しくは会員である団体が解散したとき
- 3) 2年以上会費を滞納したとき
- 4) 除名されたとき
- 5) 総社員が同意したとき

(退会)

第10条 退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することによって、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。この場合、その会員は議決の前に総会において弁明する機会を与えられるものとする。

- 1) この法人の会員としての義務に違反したとき
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、3名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に理事長1名、副理事長2名以内を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 理事長及び副理事長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第26条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録又は第30条の意思表示を記載し、もしくは記録した書面又は電磁的記録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 評議員会

(評議員会)

第33条 当法人に任意機関として評議員会を置くことができる。

- ② 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- ③ 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- ④ 評議員会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会から諮問された事項について意見を述べること
 - (2) 理事長の相談に応じること
- ⑤ 評議員会は、年1回以上開催する。
- ⑥ 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ⑦ 評議員は無報酬とする。但し、職務に要した費用を支払うことができる。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第35条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算

書) 及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第36条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第37条 当法人は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1) 社員総会における解散の決議
- 2) 社員が欠けたとき
- 3) 破産手続き開始の決定
- 4) 法人法第261条第1項又は第268条による解散を命ずる裁判